

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会（第33回）議事録

1. 日時 平成29年6月7日（水） 16:00～18:05

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会構成員

山内 弘隆 主査、相田 仁 主査代理、池田 千鶴 委員、石井 夏生利 委員、
内田 真人 委員、大谷 和子 委員、岡田 羊祐 委員、北 俊一 委員、
酒井 善則 委員、関口 博正 委員、長田 三紀 委員、三友 仁志 委員
(以上、12名)

② 総務省

富永 総合通信基盤局長、巻口 電気通信事業部長、秋本 総合通信基盤局総務課長、
竹村 事業政策課長、安東 事業政策課調査官、堀内 事業政策課企画官、影井 事業政策
課課長補佐、宮野 事業政策課課長補佐、藤野 料金サービス課長、内藤 料金サービス
課企画官、柳迫 料金サービス課課長補佐、荻原 電気通信技術システム課長、三田 デ
ータ通信課長、徳光 消費者行政第一課長、

③ 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 海老原 孝 技術企画部門担当部長（統括）
日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）
東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長
KDD I 株式会社 山本 雄次 渉外・広報本部 渉外部 企画グループリーダー
KDD I 株式会社 船木 滋 渉外・広報本部 渉外部 au 企画調整グループ

4. 議題

- (1) ユニバーサルサービスについて
- (2) マイライン機能について
- (3) 利用者保護WGにおける検討結果について
- (4) その他

○相田主査代理　それでは定刻となりましたので、ただいまから「情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会」の第33回会合を開催させていただきます。本日は皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は山内主査、石井委員、大谷委員、長田委員からは遅れて参加というふうにご出席しております。あと、北委員もおそらく遅れておいでになるものと思います。ということで、山内主査が到着されるまで主査代理である私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○影井事業政策課補佐　配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料33-1から33-9まで、及び参考資料33-1から33-3の計12点となっております。過不足等ございましたら事務局までお知らせください。

また、本日も恐れ入りますがワイヤレスマイクを使用いたします関係で、お手数ですがハウリング防止のため、ご発言の後にはスイッチをお切りいただくようよろしくお願いいたします。以上です。

○相田主査代理　よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、本日の議題は、議事次第でございますように(1)「ユニバーサルサービスについて」、(2)「マイライン機能について」、(3)「利用者保護ワーキンググループにおける検討結果について」の3点というふうになっております。

まず、議題(1)の「ユニバーサルサービスについて」につきましては、一次答申において「引き続き論点を整理していくことが必要」とされていることから、NTTと事務局から説明及び論点についてご説明いただいた後、質疑・議論を行いたいと思います。

議題(2)のマイライン機能につきましては、一次答申においてNTTからマイラインの代替機能の利用等にかかるコストを明らかにした上で、事業者間協議を速やかに進めることが適当であり、協議の進捗を確認しながら議論を進める必要があるとしているところがございますので、まず事務局からマイライン機能についての説明、続きましてNTTとKDDIからご説明いただき、その後再び事務局から各事業者の説明を踏まえたマイライン機能についての検討の視点の説明をいただいた上で、質疑・議論を行いたいと思います。

議題(3)の利用者保護ワーキンググループにおける検討結果につきましては、去る5月

17日に開催された第5回利用者保護ワーキンググループの検討結果について、同ワーキンググループ主査の酒井委員からご報告をいただきたいというふうに思います。

以上、よろしゅうございますでしょうか。

それではまず最初のユニバーサルサービスについて、NTTから資料33-1の説明をお願いいたします。

○NTT（北村） 時間も限られておりますので、私北村のほうから早速資料のご説明をさせていただきたいと思います。2ページ目をご覧ください。現在のユニバーサルサービスの対象というのは、下のほうに書いてございますけれども、緊急通報を含む加入電話、第一種公衆電話、加入電話相当の光IP電話が対象となっているわけですが、固定電話市場が大きく縮小し続ける中で、ユニバーサルサービスの在り方につきましては、中長期的には重要な課題であると私どもも認識してございます。ただし固定電話を利用され続けるお客様もたくさんいらっしゃると思っておりますので、私どもとしてはIP網への移行後においても、責任をもってできる限り維持してまいりたいと考えておりまして、そのためにまずは音声通話をできる限り効率的に提供できるようにしていただけないだろうかと思っております。

その上で将来のユニバーサルサービスの在り方につきましては、今後の技術革新ですとか、あるいは市場環境の変化を踏まえた上で、ユニバーサルサービスとしての音声通話の在り方の議論を技術中立的かつ経済合理的な観点から行っていただいて、国民的なコンセンサスを得ながら慎重に進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして3ページ目でございます。こうした中で固定電話の提供にかかる新規投資を抑制し、できる限り効率的に音声通話を提供していきたいという観点から、今後、下に書いてあるような事例のケースにおきましては、アクセス回線として光ケーブルや無線を含めたさまざまな選択肢から最適な方法を選択できるようにしていただきたいと考えているところでございます。

ひとつひとつご説明をしますと、まず1つの事例としましては無電柱化エリアということでございまして、現在自治体等からの無電柱化要請があった場合には、電柱上に光ケーブルとメタルケーブル両方あるものを、そのまま管路、道路の中におさめており、光に加えてメタルケーブルを二重に敷設しているという状況でございますので、このようなケースにおいて、メタルケーブルより、光ケーブルや無線で提供したほうが、より経済的・合理的だというような場合には、光ケーブルや無線による音声通話の提供を可能にしていきたいとい

うのが左側の例でございます。

もう1つの事例といたしましては、ルーラルエリアとありますけれども、非常に需要過小になったようなエリアにおいて、例えば山間部等で局からメタルケーブルをずっと張っているような場合において、そのメタルケーブルが仮に老朽化して、これを張りかえなければいけないといったときには、今はそれを張りかえて対応しているわけでございますけれども、このようなエリアにおいても、例えばそこにモバイルによる無線サービスがあったり、あるいは衛星等があった場合には、そのような手段で代替するほうがより経済的であるといったようなケースにおいては、無線における音声通話の提供を可能にさせていただきたいということでございます。

これをもう少し具体的にご説明したいと思います。5ページ目をご覧ください。「メタルケーブル等撤去エリアにおける『音声通話』の提供方法」という題としてございますが、先ほど申し上げましたように、対象範囲としては日本全国津々浦々ということではなくて、先ほど申し上げましたように無電柱化エリア、あるいは設備更改を迎えるルーラルエリアを対象として、限定的に提供していきたいということでございます。設備の形態としては光ケーブルを用いる形態と、もう1つは無線を用いる形態ということで、後ほどご説明いたしますが、無線を用いる形態としては、1つの案といたしましてPHS技術を活用して提供するパターンと、モバイル網を活用して提供するパターンの2パターンを本日ご提案させていただきたいということでございます。もちろん、ここに括弧書きでございますが、ほんとうに無線不可エリアみたいなどころにつきましては衛星なども含めて幅広く検討として加えていきたいと思っております。

ページをおめくりいただいて6ページ目でございます。光ケーブルを用いる形態というのはどのような形態かということでございますが、これは今でも震災復興エリアですとか、あるいは新興住宅地等に限定いたしまして、メタルケーブルで電話サービスを提供する場合と比べて、光ケーブルで提供したほうが投資抑制の効果が見込まれるといった場合につきましては、光ケーブルだけを敷設して、従来の加入電話にかえて、加入電話相当の光IP電話、光回線電話を提供しております。今回お話をしているのは、これに加えまして、既にメタルケーブルを設置している既設エリアにおきましても、無電柱化や、先ほど申し上げた設備更改を迎えるルーラルエリアにおきましては、加入電話相当の光IP電話といったものを提供できるようにしていきたいということでございます。こちらの場合は、既設のお客様ですので、切り替えにはお客様宅内に入って工事をしていかなければいけないといったようなこと

が必要となってまいります。

次のページが無線を用いる形態ということで、7ページ目でございます。先ほど申し上げたように、光ですとなかなかお客様の宅内に入って宅内工事をしなければいけないというところがございますので、無線で提供するような形態も検討していきたいということであり、1つは上段のほうはPHS技術を活用して提供するパターンということで、これは主にターゲットとして考えているのは法人ビル等を考えているわけでございますが、NTTの局舎から法人ビル等の間は光ケーブルを結んでいって、ビル内はPHSを使って、今でも自営設備の構内PHSみたいなものはあるかと思うのですけれども、それと同じような形態で、ビル内をPHSで飛ばします。それでお客様はPHS対応電話機をご用意いただいて、それで電話サービスを提供していくというパターンでございます。このパターンでございますと、この下にブルーで書きましたが、PHSの電波の見通し範囲というのが大体半径100メートル程度であるといったこともございますし、そもそもPHSのエリアカバー率といった問題もございますので、主に一般住宅向けという、戸建ての住宅向けみたいなことをイメージしておりますが、そのようなケースにおきましては、下のほうの図のモバイル網を活用した提供というものを検討してまいりたいということでございます。これはNTTの局舎内のエッジルータの下部に、IP電話用のホームゲートウェイを置きまして、そこからお客様宅まではモバイル事業者からモバイル網を借り受けて、この段を転送するというところでございます。

こちらのケースで行きますと、お客様にはSIM内蔵のアダプタを設置していただく、あるいは電話機そのものにSIMカードが入るようなSIM内蔵電話機というものをつけていただくということでございます。こちらですと、電話機あるいはアダプタといったものをお客様にご郵送するという形であれば、宅内工事はしなくても済むのではないかと考えているところです。

8ページ目でございます。モバイルを使った形態でございますけれども、NTT東日本で実証した検証結果というのが1つございます。ただ、これはラボ環境で検証したものでございまして、実際のフィールドエリアで検証したわけではございませんので、参考までにということでございますが、1つはネットワーク品質とあって、Aのパターンは無線端末と固定端末間、Bのパターンが無線端末と無線端末間という、このようなネットワーク品質に関して遅延状況を測定いたしました。無線端末 - 固定端末間は110ms、無線端末 - 無線端末間は152msということで、おおむね150msという基準値の程度におさまったという

こととございます。

もう1つはファクス通信が確実に提供できるかどうかということで、G3のファクス送受信を確認いたしました。送受信ともこの形態であると正常に動作したということとございます。これは先ほど申し上げましたとおり、ラボ環境下での検証でございますので、今後この秋ぐらいから複数拠点で確実に社内検証を実施していきたいと考えています。無線電波の強度の影響ですとか、あるいは品質面での多項目検証などを行ってまいりたいと思っております。その上で提供方法の具体化や、適用可能なエリア特性等の見極め等を実施して、トライアル・商用に向けた計画を具体化していきたいと考えているところでございます。以上です。

○相田主査代理 ありがとうございます。山内主査がお見えになりましたけれども、資料の説明のところまで私が進行をさせていただくということで、続きまして事務局から資料33-2の説明をお願いいたします。

○柳迫料金サービス課補佐 それでは資料33-2をご覧ください。ただいまNTTさんからメタルケーブル等撤去エリアにおいて限定的に光ケーブルや無線を用いて音声通話の提供をできないかといった提案がございましたので、その場合のユニバーサルサービスとしての固定電話に関する論点をご紹介させていただきたいと思っております。論点は1から4まで4つございます。これは検討のプロセスの順番を示しているものでございます。

1点目の論点は、固定電話の提供手段の効率性・技術中立性でございます。ユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な提供の観点から、光ファイバに加えて、無線の活用により、現在の加入電話と同等の料金・品質の固定電話サービスを提供することの可否について検討が必要ではないか、というものです。現在、光ファイバにつきましては、加入電話相当のサービスを、加入電話の補完的なサービスとして提供する場合は、光回線電話としてユニバーサルサービスに位置づけられております。他方で、無線の場合についても、加入電話と同等の料金・品質で提供することができるのであれば、次の2点目の論点として、無線アクセスを活用する場合の技術基準を検討する必要がございます。

この場合、無線アクセスをユニバーサルサービスとしての固定電話の提供手段として活用することについて、技術基準の在り方の観点から検討する必要があるのではないかと、いうものです。つまり、ユニバーサルサービスである加入電話が満たすべき技術基準との関係で、こうした無線を活用した場合にどの程度の品質を確保できるのかということが重要です。

この点がクリアされますと、3点目の論点として、設備に関する規律がございます。加入

電話の提供手段は、現行の電気通信事業法施行規則第14条で、原則アナログ電話用設備を用いることとされており、このアナログ電話用設備は、現行の事業用電気通信設備規則では、メタル回線を想定した規定になっております。またNTT法第2条により、NTT東日本・西日本の本来業務である地域電気通信業務は、自己の設備を用いて行わなければならないとされており、仮に無線を活用することになるのであれば、これらの制度の在り方について検討が必要ではないか、というものです。

こうした課題がクリアされれば、4点目の論点として、現行のユニバーサルサービス交付金制度の算定方法の妥当性がございます。現行のユニバーサルサービス交付金制度は、メタル回線を念頭に算定方法が定められています。ところが、加入電話の契約数の減少により、メタル回線が減少しているということもあり、現行の算定方法は経過措置として、加入電話から光IP電話へ移行した回線数も加入者回線数にカウントするという、コスト算定上の補正が採用されております。このような算定方法の妥当性も含めて検討が必要ではないか、というものです。

以上の4つの論点につきまして、今後総務省において専門的な場で検討を行う必要があるのではないかと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

○山内主査　　どうも相田先生ありがとうございました。大変遅れまして失礼いたしました。

それでは以上の説明について、委員の皆様からご質問、あるいはご意見等ございましたらご発言願いたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。どうぞ。酒井委員。

○酒井委員　　基本的に、やはり無線を使うとか電波を使うとか、それが適当な場合にはそれを使うほうが素直な選択だろうとは思いますが、ただちょっとNTTのところで質問があるのですが、音声通話と書いてあるわりには、その後でファクスが通るとか、いろいろ書いてあるのですけれども、これもG3ファクスとか変復調装置とか、それまでモデムで多分通るであろうというふうに考えるわけですか。それともデジタルに直して送るということを考えておられるわけですか。

○NTT（海老原）　　NTTの技術企画部門の海老原でございます。ファクスを入れてございますのは、まだやはりG3ファクスを使われているお客様もいらっしゃるだろうということで、ラボ環境では実験しましたけれども、通りましたということで、これは基本的にはホームゲートウェイの所で、終端の所から出てきたエリア内の信号をそのままモバイルに流しておりますので、通るだろうと我々も思っていたのですけれども、実際にはラボの環境では正常に動作いたしましたということでございます。

○酒井委員　そうすると、多分モデムを通過してしまう可能性が高いわけですね。

○NTT（海老原）　はい。さようでございます。

○酒井委員　わかりました。

それからもう1点、済みません。33-2のところで、技術基準のあり方というか、要するに技術基準を検討するというふうに素直に読んでしまってもよろしいのですよね。それとも技術基準を設けるか設けないかとか、そこまで意味があるのか。

○荻原電気通信技術システム課長　先生ご指摘のとおり、技術基準そのものを検討するという趣旨でとっていただければ結構です。

○酒井委員　中身を検討するということですね。

○荻原電気通信技術システム課長　はい。

○酒井委員　わかりました。

○山内主査　よろしゅうございますか。ほかに、どなたかご質問。どうぞ。

○北委員　野村総研の北でございます。ご説明ありがとうございます。このユニバーサルサービスの今後の検討のスケジュール等にも関係してくるのですが、全国の無電柱化の進行状況とか、設備更改を迎えるルーラルエリアの状況とかが、過去数年どのように推移して、今後数年見たときにどのくらいの世帯がその対象範囲になってくるのか。遅れば遅れるほど、二重投資になるわけですから、その費用対効果を見る上で、そういった基礎的なデータが検討する上で必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○NTT（海老原）　先生ご指摘はごもっともだと思っております、今手元に細かい数字がありませんので、また別途必要であれば用意しますけれども、昨年国会でも無電柱化を推進していくというある意味基本法案が通りましたので、我々も今一緒に進めさせていただいておりますけれども、国交省様でも次のいわゆる第7期の計画もつくっておられるように聞いておりますし、東京都でも様々な検討が進んでおりますので、我々も積極的に関与して進めていきたいと思っております。法案も通りましたし、これからオリンピック等もありますので、おそらく進んでいくだろうと思っておりますので、そのようなところでうまく新しい技術で経済的にできれば、我々としてもありがたいですし、全体としても効率的に無電柱化も進むのではないかと考えているところでございます。

○安東事業政策課調査官　1点補足をさせていただきます。無電柱化の実績で申しますと、一次答申で無電柱化の議論をした際に資料をおつけしておりますが、現在大体年平均で325キロメートルほど聞いております。これをもとに、第7次というか、今後の年間計画を

つくるという状況になってまいりますので、その計画の内容によって数字の変動も出てくることもあろうかと思えます。参考までに補足をさせていただきました。

○山内主査　よろしいですか。ほかに。どうぞ。

○相田主査代理　幾つかあるのですけれども、時間もあれなので言いますと、まずこの資料で言う6ページの光で提供するのは、これは経済的にペイするのであれば現在も認められているので何も問題ないわけですが、7ページのほう、この上の例えばPHS技術を活用して提供とおっしゃるのですが、これはどこまでがNTTのサービス。同じことが、この下のモバイル網を活用して提供というの、いわゆるUNIと言うのでしょうかね。下で言うならばSIM内臓アダプタの右側なのか、それとも無線で提供するという新しいサービスをつくるのか、そこで考え方が大分違ってくると思うのですけれども、特に上のほうは、これはテナントさんのPHSを使って何か電話サービスを提供するというと、これが事業用電気通信設備になるわけで、そのテナントさんに事業用電気通信設備並みの代替設備だとか、そういうようなことをお願いすることになるのか。先ほど自前で持っていなければいけないというご紹介がありましたけれども、私も自前で持っていなければいけないというよりは、品質的なものとしてそれをどうお考えになっているかということ。

それから、それとも同じような話なのですけれども、ルーラルエリアの場合に、私も局からメタルをずっとというのは全く維持する必要はないと思っているのですが、ここの7ページにあるような宅内にアダプタを置くような方法では、山間エリアだと電波がうまくいかない。特に緊急通報はユニバーサルサービスになっているわけですけれども、集中豪雨で助けが来てほしいというときに電話がかからないというようなことが起きがちになるのではないかなということで、途中を無線にするにしても、やはりCATVと同じように集合アンテナみたいなのを立てて、そこからは各戸にメタルで配るというようなことでもしないと、なかなかいわゆる安定品質と言うのでしょうか、そういうようなものを確保するのは難しいのではないかなというような気が、直感的にはいたしますので、8ページでいろいろ検証実施予定という場合に、最初から一通りの方式を試すのではなくて、やはりいろいろなやり方を試してみられて、こちらのほうが安くできるとか、こちらだとこういう場合はやはりなかなか安定品質を確保できないとか、そういうところをやはりぜひ検証していただきたいという、これは希望ということになります。

○NTT(北村)　ありがとうございます。先生ご指摘のところは、まず1点目、どこが終端というか、ネットワークとの分界点なのかということで申し上げますと、特にPHSのと

ころについてということでありましたが、基本的にPHSを宅内で提供する場合に、1つの考え方は先生がおっしゃるとおりPBXの手前で終端を設けるという考え方があるかと思っております。ただ、今のケースは、いわゆるお客様がこの構内の部分をご自身で選択されてPHSを使うという形態なわけでございますけれども、例えばその中のテナントの中には、今はメタルで提供されている電話があつて、それを置きかえてもらうときに、どこまで我々としてそのようなお客様に対して、端末部分も含めて提供していくかといったことで、その辺は様々なご議論を踏まえながら進めていきたいと思っております。

あと、下のほうのケースで行きますと、これはご指摘のとおり、SIMのアダプタの手前の所までがネットワークということで、それ以降が端末という切り分けになるのではないかと思っております。

○相田主査代理 手前というのは、この図でいくと……

○NTT（北村） ネットワーク側ということです。

○相田主査代理 そうすると、新しい無線アクセスのサービスを新たに約款メニューをつくるということですね。

○NTT（北村） そういうことになると思います。

あと、ルーラルエリアにおいては、単にこのアダプタだけをつけたのでは、なかなかつながらないケースが出てくるのではないかとのご指摘があつたかと思っておりますけれども、今回の検証はここにも書きましたとおり、1つの案だと我々は思っておりますので、様々な案をパターンとして検討してまいりたいということと、あと環境もいろいろな環境を架空的につくって、様々な環境の中でも実際にどのように接続できているのか、できていないのかといったことも含めて、検証では十分に見ていきたいと思っております。

○山内主査 先生、よろしいですか。

○相田主査代理 では。先ほど1つ言おうとした点で、やはり停電対策についても、こういう無線インターフェースのものバッテリーということになると、今まで光のときに言っていたのより、多分バッテリー容量とか大きいものが必要になってくる可能性とかもあると思いますので、その辺、電池の容量がどれぐらい要するのかとか、それをお客様任せにしておいて、いざ停電になってときにちゃんとつながるのだろうかとか、そういうあたりも含めて検証をぜひお願いしたいと思っております。

○NTT（海老原） 先生ご指摘のとおりだと思いますので、確実にそのあたりも踏まえて今後検証していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○山内主査　　どうぞ。三友委員。

○三友委員　　ありがとうございます。ユニバの検討は、長期的な視点と、それから短期的と言うのでしょうか、今回のメタル I P への移行に付随して起こる短期的な視点と両方あると思うのですが、長期的な視点で、そもそも論を始めてしまうとまた深遠な長い議論が始まってしまうのでそれはこの場では避けたほうがいいかなとは思っておりますけれども、ただ、短期のユニバの施策が、長期に起こるべき方向性があるだろうと思うのですが、それにある程度沿った形でないと、弥縫策的に今回のメタル I P 用のユニバーサルサービスの仕組みみたいなものを考えてしまうと、その後のネットワークの発展とか、あるいは本来ユニバが持っているべき機能をどういうふうに提供するかということに関して、非常にそごが生じてしまう可能性があるかなというふうに思っております。

ご提案の中で、途中にモバイル網が入る仕組みがございます。7 ページの下段になりますけれども、これはこれまでにない新しい仕組みでありまして、今の技術の進歩、あるいは効率化という観点から考えると、この途中に無線を使うというのは、これは仕方がないのかなというふうに思いますけれども、しかし片やこれまでの N T T 法の第 2 条に自己の設備を用いなければならないという、そういう縛りもあるわけでありまして、その辺を総務省側、それから N T T 側がどういうふうに解決していくかということが非常に重要だと思うのですが、もう少し具体的に言いますと、例えばこのモバイル網を N T T はどのような形で調達あるいは用意をするのかということが、まだこの段階では示されていないわけでありまして、そういう意味では、例えばどこかの事業者のネットワークを借りてくる方法もあるでしょうし、自前で何らかの周波数を使ってやるということもあり得るかなとも思います。片や総務省としては、この第 2 条をどういうふうに考えるか、要するに自己の設備を用いて提供しなければいけないという縛りを、ある程度緩めることが視野に入っているのかどうかということを確認させていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○山内主査　　これはお答えは……

○竹村事業政策課長　　N T T 法 2 条のことにつきましては、今先生おっしゃったとおり、N T T が自己設置する場合にはもちろん改正は必要ではございませんけれども、ほかの事業者の網を借りるということであれば、改正を視野に入れた検討は必要だと思っております。

○N T T (北村)　　N T T で今考えているこのモバイル網の調達の仕方というのは、免許を取得して基地局を構築するという話になりますと、それなりにコストがかかってくるだろうと、今の時点では思っておりますので、ここはいわゆる M N O 事業者から借り受けることを

前提に、我々は今考えているところではございます。その調達の仕方として、誰から借りるとかという議論に関しては、一番安く貸していただけるなど様々な基準があると思いますので、公平に入札等を含めて考えていきたいと思っているところでございます。

○山内主査　　どうぞ。

○三友委員　　おそらくこういったことが問題になってくるのは、ルーラルのところは非常に大きいのではないかと思うのですが、ルーラルのところにはユニバーサルサービス基金がかかるケースが出てくるわけですね。そういったエリアにおいてネットワークのサービスを提供するときに、やはり負担のあり方とか、そういったものが非常に複雑になりますので、そここのところをうまく解決するようなことをNTT側も、さらに総務省側もぜひ考えていただきたいなというふうに思います。以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。最後のところは要望というかコメントということで。

○三友委員　　はい。要望ということです。

○山内主査　　はい。どうぞ。

○岡田委員　　ご説明ありがとうございました。伺った範囲内でのコメントになりますけれども、今回示された論点整理では、現状のユニバーサルサービスの水準は維持するという前提ですが、設備との対応関係は変わっていきますから、ユニバーサルサービス自身の中身についてはここでは触れない、議論、深入りはしないけれども、サービスと設備の対応関係がいろいろな要因によって現状にそぐわなくなってきたということと理解しました。ですので、特にどういう構成がいいのかということについては技術的な話ということになるのだと思うのですが、それはちょっと私には今判断しかねるところですけれども、最適な、最も安い構成というか機器設備の構成が好ましいというのは多分間違いないでしょうから、そういう方向で検討をされていくということなのだろう。ただ、大前提として、音声通話はどんどん需要も減ってきている部分ですので、この部分のユーザー当たりのコストは、長期的に見てどんどんコストがかさんでいくサービスだと思いますので、そういう事実を同時に考慮しながら、最も効率的な構成によって現状のユニバーサルサービスの水準を維持することを追及することが望ましいというご趣旨と理解しました。それでいいのではないかと思います。

ただ、今後の更新とかあるいは張りかえとかいったことは、無電柱化とかルーラルエリアでの更新投資の需要の予測が非常に難しい状況下で今後考えていかなければならないということですので、ご提示いただいた論点の通りにファンドを設けていくかはかなり難しい議論となるのではないかという印象を受けました。確かに年325キロメートルの張り替えとい

うようなお話がありましたけれども、今後の需要がどういうふうになっていくのかは、やはり予測が難しいところもあるので、どういうファンドの仕組みがいいのかということについてはこの場で検討することではないけれども、今後非常に大きな課題になるものと思いました。

○山内主査　　どうぞ。

○内田委員　　ありがとうございます。技術基準のあり方の観点から検討する必要があるのではないかという、資料33-2の2番目の項目ですけれども、この検討のタイミングについてお伺いしたいと思います。私の考えですと、先ほどの岡田先生のご発言にもありましたけれども、ちょっと予想がつかないと、技術的にも予想がつかない部分もあるのかなと思っていて、ちょっとやってみた上で、実際にどのくらいのパフォーマンスが出るのかということ判断した上で、ちょっと後づけと言ったらあれですけども、実態に即するような形で検討していくほうが妥当というかリーズナブルではないかなというふうに考えているのですけれども、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○荻原電気通信技術システム課長　　技術基準の検討については、現状の基準がそのまま適用できるのかどうかというところ、それから適用できない場合はどういった規定を設ける必要があるのか、またその測定方法をどうするかといった議論が必要になりますので、そこはできるだけ効率的なスケジューリングといいますか検討の仕方を考えていく必要があると思っています。

○NTT（北村）　　私どもとしてもこの検証をしていく中で、どのような内容だったかということをご説明させていただくこともこれから出てくると思いますが、その中で場合によっては今の基準にクリアできないようなケースも出てくるかもしれませんので、そのときには別途見直し等のお願いをするということになるかもしれませんが、まずは一旦十分な検証というのを実施したいと思っています。

○内田委員　　ありがとうございます。ユニバーサルサービスとしての適切なレベルというのもある程度あると思いますので、それはどこのレベルなのかちょっとわからないですけども、最低限クリアした上で、若干の見直しみたいなものが発生する場合には、それは頭ごなしに拒否するのではなくて、現状から変わるということも含めた上で、柔軟に考えたほうがいいのかというふうにはちょっと思いましたので、よろしく願いいたします。

○山内主査　　よろしいですか。ほかに。特にないですか。

○関口委員　　ユニバーサルサービスのあり方については、東北大震災での高台移転等で既に

光ファイバーでの対応等で、少しメタル以外のサービスが始まっているという点で言うと、今回ご提案のあったようなある一定のエリアに限定した例外的措置ということについては、検討の余地が十分あるなどというふうに考えております。また、何回目かのエルリックにはこれが反映されるなどということも理解しているということです。

○山内主査　よろしいですかね。ありがとうございます。ちょっと時間の関係もございまして、議題1についてはこのくらいにさせていただこうと思います。

今、議論をいろいろ伺ってみたところですが、基本的には事務局からご提案をされた資料33-2の論点で、これの検討・修正については、委員から特段大きな異論はなかったというふうに思っておりますので、本委員会においてはこれに基づきまして第二次答申に向けた報告書案を取りまとめていきたいというふうに思います。よろしゅうございませうかね。

それでは議題の2番、マイラインに移りたいと思います。これはKDDIの皆様にメンテーブルに着席をお願いしたいと思います。それでは、まずこれは事務局から資料33-3、これをご説明お願いいたします。

○安東事業政策課調査官　資料33-3、1ページ目をご覧ください。二次答申に向けた検討課題として、マイライン機能の扱い、メタルIP電話に関して各事業者から提案された顧客基盤、いわゆるタッチポイントの確保等の観点からのマイラインの一定期間の継続や、マイライン代替機能等についての事業者間協議の状況を確認し、利用者保護の観点を踏まえて検討を行うとされているところでございまして、本日はこの線に沿って議論をいただければと思います。

2ページ目をご覧ください。データの更新でございます。マイラインの登録数の推移でございますが、今年3月の最新の数字が一番右の赤枠でございます。6,698万区分登録、前年比で444万区分の減、前年比約6.2%の減ということで、近年6、7%の減少の推移を示しているところでございます。

3ページ目をご覧ください。マイライン事業者ごとに見ました登録状況、こちらにつきましても本年3月末の数字が出てまいりましたのでご紹介させていただきます。現在のマイライン事業者数は変わらず9社でございます。その登録数につきましては、青い欄に示した事業者ごとに右側に区分ごとの直近の数字を掲げさせていただいております。括弧書きが1年前の数字でございまして、全ての事業者が全ての区分において一定程度の減少幅を示しているところでございます。

続きまして4ページ目でございます。第一次答申から現在に至るまでのマイラインをめぐる

る最近の動向につきまして簡単にご説明をさせていただきます。四角囲みの1.でございますが、一部のマイライン事業者におきましてサービス終了にかかる対応を進めているところでございます。具体的には下の欄のところでございます。1社はNTTぷららでございます。もう1社はまだ発表しておりませんので、情報としては委員限りとさせていただきたいと思っております。このサービスの終了に当たりましては、自社マイライン利用者に周知を行い、自社の他のサービス、例えば光IP電話などへの移行や、マイラインが制度としてある現状において他社マイラインへの登録変更促し、それでもなお変更を行わなかった、意思を示さなかった利用者につきましては、サービスの終了時点におきましてNTT東西が市内、県内市外、またはNTTコミュニケーションズが県外というようなマイラインに登録変更することになる旨をそれぞれの約款に規定して、円滑な移行を促しているところでございます。

具体的にはNTTぷららの例を見てまいりますが、4月28日にサービス終了の発表を行っております。最終的なサービス終了予定日は7月31日でございます。利用者に対してダイレクトメール、電話、メール等の周知を行っております。他社のマイラインに登録変更する場合につきましては、マイライン登録料税込864円につきましては、NTTぷららが負担する形で、利用者の負担を軽減しております。

一番下の欄でございますが、サービス終了日までに自社の他サービスへの移行や、他社マイラインへの登録変更を行わなかった、また意思を示さなかった利用者の扱いにつきましては、NTT東西の基本契約である加入電話契約の約款に規定されているマイライン事業者に移行する旨、それぞれの約款で規定はしております。具体的には県内市外につきましてはNTT東西、県外はNTTコミュニケーションズ、国際については指定なしという約款の規定を置いておまして、このサービス終了予定日の7月31日の段階で意思表示を行わなかったユーザーについては、そのような登録移行を行うということが予定されているところでございます。右の欄の事業者においてもおおむね同様の対応をしていくということでございます。説明は以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。それではNTTから資料33-4、これを説明をお願いいたします。

○NTT東日本（飯塚） NTT東日本でございます。本日はマイライン事業者協議会の事務局の立場で代表してNTT東日本・西日本から説明させていただきます。資料33-4と参考資料33-1をお手元に置いていただくと幸いです。参考資料33-1は、これまで30回の委員会と32回の委員会で、私どもから先生方からのご質問に答えた中で、回答の

中でまだ検討中であつたりとか、今後委員会で説明しますと言ったものに対しての答える部分が、この本日の私の説明で多分にございますので、そのまだ検討中のものを、回答を束ねたものでございます。

それでは資料33-4をご覧ください。1ページ目ですね。本日のご説明の要旨でございますが、4つ説明させていただきたいと思つてございます。1つはマイラインの登録状況、1つはマイラインを廃止した場合の約款上の扱い、3つ目がマイライン事業者間での協議状況と、私どもNTT東西からのコスト試算について、4つ目はマイラインを廃止した場合の代替となるメタルIP電話の通話サービス卸の料金、その考え方についてでございます。

では早速2ページ目をご覧ください。1点目のマイライン登録状況についてでございます。4月6日の第28回委員会でご質問を受けましたマイラインの登録状況が各事業者ごと、事務用・住宅用でどのような状況になっているかということに対するご回答でございます。こちらは数値をご参照ください。

次に3ページ目をご覧ください。3ページ目は第28回の委員会で私どもから提案という形で説明させていただいた資料の再掲でございます。下の絵をご覧くださいなのですが、マイラインを廃止・終了する場合には、私どもの提案や、マイライン事業者協議会からダイレクトメールを複数回送って、その中でマイラインの登録状況を、個々のお客様ごとにお示しし、IP網移行後の通話サービスを、どこを選択していただくかということをご案内すると。ただ、その場合はマイラインがございませんので、どなたかどこか1社の事業者のサービスを選択していただくということを案内してはどうかという提案でございました。この右下でございますが、お知らせをお送りして、お客様からこの事業者のこのサービスというご指定、ご指名があればよろしいのかと思うのですけれども、特段のお申し出がなかったときというのが提案でございまして、この赤枠で囲った例1、2でございますが、そのときにマイラインの4区分同一事業者を選択している場合、もしくは国際未登録で国内3区分を同一事業者で登録している場合については、その当該事業者の通話サービスに移行していただいではどうかと。逆に複数事業者の登録の場合には、回線サービスを提供しているNTT東西の通話サービスに移行してはどうかという提案でございました。こちらについて、このときは数値のイメージがご理解いただけなかったと思いますので、マイライン事業者協議会のほうで数字の整理を行いました。4ページをご覧ください。

4ページのこのグラフ、表がこの数字の整理でございます。左下の表でマイライン登録数というのがございます。約2,100万でございます。これがマイライン登録が可能な加入電

話なりINSネットの回線数だと思ってください。これが分母になります。これに対して表のAのところ、この36%とグラフで書いてある部分です。こちらが提案した4区分同一または国内3区分同一の回線数でございます。約750万回線でございます、36%でございます。登録例として市内から県内市外、県間、国際まで全てKDDIさんという、こういう例でございます。ただこれは、では36%しかないのかというと、少しこれは見方でございますが、こういう見方をしていったらどうかというのがBとCでございます。Bは何かと言いますと、NTT東西の場合、市内・県内市外に業務が限定されてございますので、理論上4区分とか3区分の登録というのはございませんで、仮に県内がNTT東西で、県間がNTTコミュニケーションズの場合の数というのが、ここに積み上がるとするとどうなるかというのがBの表でございます。実はこの県内、東西、県間コムというのが、いわゆるデフォルト、能動的な意思表示をいただけなかったユーザー約310万を含めまして、1,100万程度こういうお客様、回線数もございまして、これを積み上げるとこの比率が88%になるというものでございます。ここまでが先日の提案の数値でございます。

さらにということでございますが、マイラインの関係事業者様と皆さんと協議している中で、新たに出てきたアイデアでございますが、Cでございます。Cは何を申し上げているかと言いますと、デフォルト、能動的な意思表示がない区分はあるものの、それ以外、デフォルト以外は1社で登録されているもの、このBとCのグラフの、88%と96%の間の登録例をご覧いただけるといいのですが、市内・県内市外がデフォルトで県間がKDDIさんという例、この場合は能動的な意思表示をしていない県内ではなくて、県間のKDDIさんにご意向があるというふうに見てはどうかというふう考えた場合でございますが、こうなると全体の96%、2,100万分の2,000万以上が、この言ってみれば同一の事業者とみなすことができるのではと。裏側から見ると、残り4%、91万のお客様が実質的に複数事業者を登録していると想定されるユーザー数でございます。

これをその移行に合わせて書いたイメージが5ページでございます。5ページ左側、私も2022年初頭にお客様に対してお知らせをしていこうというふうに提案しているわけですが、ここでこのタイミングにおいて96%のお客様は4区分または3区分同一、それと同等のものということでございます。実質的に複数事業者登録が4%ということでございまして、ここからお客様のご意向を複数回確認していきまして、具体的な意思表示、明示的なご指定があった場合には緑色の、右側の緑色の当該指定事業者に移行すると。その意思表示がなかったお客様については、このマイラインの4区分なり3区分の同一事業者の当

該事業者に移行させてはどうかということでございますので、この複数事業者の登録というのはイメージとしては4%未満ということになっていくかと考えてございます。さらに申し上げますと、このピンクの部分については移行先が私どもの提案ではNTT東西でございますので、ここについてお客様からのお問い合わせ対応は私どもが責任を持ってやっていくというふうに考えてございます。

次に6ページをご覧ください。6ページは同じようなファクトデータではございますが、少し見方を変えてございます。数字は全く同じものをベースとしてございますが、先ほどは約2,100万の全ての回線数をベースとした見方でございますが、今度は各事業者さんから見、マイラインの事業者から見えてどう見えるかという数字でございます。少し各社の経営情報になりますので委員限りとさせていただいてございますが、表のaというのがいわゆる同一事業者の登録、一方でbというのが先ほどの複数事業者の登録ということでございまして、先ほどの96%とか4%とかいうものの数字とは大分見え方が違うかと思えます。各事業者さんから見るとこういう見え方でございまして、このbの欄の複数事業者に数十万なり数万の数が並んでございますが、これを合計しても、先ほどの91万とはぴったり合わないで、逆に91万より少しダブルカウントしている分、上回っていると、そういうことでございます。ここまでが1つ目の登録状況でございます。

次に7ページをご覧ください。7ページからはマイラインを廃止した場合の契約約款の扱いについてでございます。7ページは先週金曜日の第32回委員会で私から申し上げた、この約款の構成についてでございます。約款の構成としてはIP網移行に伴って廃止新設する案と、看板をそのまま中身を変える変更の案があるというふうに申し上げましたが、これはもうB案、現行契約約款の変更を軸に検討を進めていきたいと考えてございます。ですので、今日は8ページ以降の約款が、もうB案を軸ということで説明させていただきます。

8ページをご覧ください。8ページはその約款案でございます。私どもの加入電話サービス約款に、マイライン、優先接続というふうに規定してございます。これが今の旧、左側の約款に規定してございまして、ここが4区分登録していただくという規定。具体的な意思表示がなければデフォルトということで、県内、東西、県間コムになるということを書いてございます。これがマイラインの廃止ということになるということでございまして、これは削除されるということでございます。

次に9ページ、10ページでございますが、ちょっとこの約款案をご覧になる前に、飛ばして12ページをご覧ください。12ページはみなし契約というもののご説明でございます。

少し細かい制度でございますが、実は現在このいわゆる中継電話サービスをご提供の事業者の皆様とは、みなし契約ということを前提にやりとりをしております。すなわち下の絵でございますが、お客様から電話サービスのお申し込みがあつて、私どもがそれを承諾、すなわち電話サービスの契約を締結した段階では、この回線契約が締結した場合は、特段そのお客様から、この事業者とは締結したくないという意思表示がない限りは、接続している中継電話の事業者様のサービス、電話等利用契約と書いてございますが、このサービスを契約したこととしますよという仕組みでございます。これをみなし契約と呼んでございます。

1枚戻って11ページをご覧くださいなのですが、11ページの一番上、リード文をご覧ください。このみなし契約については私どもIP網移行後、2024年1月以降もこのみなし契約は継続していきたい。マイライン制度は私どもの事情では廃止させていただきたいので、今後は00XY通話の場合のみなし契約ということになろうかと思ひます。

もう一方でIP網移行に伴いまして、もう1つ円滑な移行措置を用意したいと考えてございます。リード文の2つ目でございますが、このマイラインユーザーの円滑な契約移行の目的としまして、IP網移行時に限定いたしまして、先ほどのマイライン登録が4区分とか3区分、同一の事業者さんが登録されているユーザーさんにつきましては、この2024年1月のタイミングで、この後説明しますメタルIP電話の卸を利用した各事業者さんの通話サービスに移行させていきたいと、契約したこととしたいというふうに考えてございます。ちょっと引継ぎ措置というふうに呼んでございますが、ある意味マイラインで契約している、ご利用になっているものを、マイライン廃止後の通話サービスに円滑に引き継ぐための措置ということでございます。これを約款に書いたものが9ページでございます。9ページの上段は現行のみなし契約を継続しますよというものでございます。現行のみなし契約が私どもの電話サービス約款の第89条にございまして、これはそのまま変更なしということでございます。一方で下段でございますが、新たにマイラインを廃止したときには、私どもの通話サービス卸を利用した各事業者さんの通話サービスに引き継ぐわけでございますが、その移行先のサービスをご利用いただく場合には、移行先の通話サービスは各事業者さんが料金をお決めになるというふうに思ひますので、それについてはこの私どもの約款ではなくて、各通話サービス提供事業者さんの約款をご覧くださいという規定でございます。

10ページをご覧ください。10ページ、今度は右側でございますが、この右側の附則でございますが、附則の3つ目、これが先ほどの引継ぎ措置の規定でございます。この3つ目のコツの表がございまして、4区分で同一だとか国内3区分で同一等々の場合については、

その当該事業者のサービスを契約したとさせていただきますという規定でございます。さらに言うと、この表の下ですが、それ以外の場合、すなわち複数事業者を登録されていた場合については、私ども当社が提供する東西の通話サービスを利用したものといたしますよという規定を用意したいと考えてございます。

ここまでがマイラインを廃止した場合の契約約款の規定でございます。次に13ページをご覧ください。13ページは少し文字が多いですが、ここからが一次答申を踏まえた関係事業者間の協議状況についての説明でございます。1つ目でございますが、一次答申を踏まえてこれまで関係事業者で3つの案について協議を実施してまいりました。マイラインを廃止して代替として通話サービス卸を用意する案、2つ目はKDDIさんがご提案されていたメタル收容装置を当面利用してマイラインを継続する案、3つ目はKDDIさんやソフトバンクさんがご提案されていたIP網上で新たにマイライン機能を具備する案でございます。これについては少しイメージということで、14ページをご覧ください。14ページに4つ表がございますが、右はちょっと無視していただいて3つです。左側が案①マイライン廃止の場合。真ん中が一定期間マイラインを継続する、メタル收容装置を活用する案②でございます。右側がマイライン継続をIP網上で新たに機能を具備して行うケース、案③でございます。それぞれについてネットワーク側に開発が必要なのか、必要でないのか、必要な場合どのようなものが必要になるのか。オペレーションシステムに開発が必要なのか、必要でないのか、どのようなものが必要なのか。それぞれの案について、ユーザー対応、お客様対応はどのようなことをやっていくべきなのか。例えば新聞広告とか、例えばダイレクトメールを複数回送付、例えばコールセンターを設置してそれを受け付けるという等々のユーザー対応の方法について、私どもNTT東西から提案いたしまして、それを関係事業者間でもんでいるものです。まだこれは結論ではございませんが、もんでいる過程の状況、かなりブラッシュアップしてきたものでございます。そのまま14ページから15ページをおめくりください。

15ページは今の前提をもとにした概算コストの試算結果でございます。私どもNTT東西でこういった開発の必要項目やユーザー対応方法を前提といたしまして試算した結果が、こちら15ページでございます。マイライン廃止、通話サービス卸提供の場合は少し幅がございます。ユーザー対応方法をどこまでやるかによって幅はございますが、20億円から45億円。マイラインを当面一定期間継続する場合は90億円から95億円。これもユーザー周知の考え方によって多少幅がございます。一番右でIP網上で新たに機能を具備した場合

は125億円から130億円ということでございまして、それぞれこういう試算結果になってございます。

さらに申し上げて、真ん中の案2の場合は、これも現在協議中ではございますが、マイラインを当面継続する案でございますので、メタル収容装置がなくなるとこれはマイラインが継続できないということでございますので、これを仮にマイライン廃止すると、さらにユーザー対応コストが一定程度かかるというのが追加費用でございます。

また、参考までに16ページもご覧ください。16ページはこのユーザー対応方法を詰めていくに当たって、私どもから提案した方法でございます。何を申し上げているかという、私ども今回メタルIP電話の移行に伴って、お客様に対するお知らせを2022年ごろから複数回行おうと思っております。これがブルーの矢印でございます。お客様から見たときには、このNTT東西からダイレクトメールが届くのと、マイライン事業者協議会という、一部、この協議会は何なんだみたいな、怪しいんじゃないかというようなご指摘もいただきましたので、利用者から見たときに、東西からのお知らせにこれを載せたらどうかというふうに考えました。この回線契約の移行に合わせて、通話サービスの移行についてもマイラインの登録状況をお知らせして、意思表示いただければいいのですけれども、意思表示いただけない場合はどちらのサービスをお使いいただくことになるか、先ほどの同一の場合の移行例でございますね。これをしっかりダイレクトメールの中にお示しして、それを複数回お知らせすることによって移行してはどうかと。これは今、利用者から見た場合の観点で、私は申し上げました。こうしてまとめてやったほうがいいのではないかと申し上げたのですが、これは事業者から見た場合でも、少し郵送コストなどの共通化が図れますので、全体、マイラインの廃止にかかわるコストの最小化が図られるのではないかと考えてございます。こういったものを織り込んで、先ほど15ページのコスト試算をしているというものでございます。

戻っていただいて13ページをご覧ください。13ページ、こうした開発項目、ユーザー対応方法をベースとしたNTT東西からのコスト試算について協議を重ねてまいりました。関係事業者からのご意見というか、これは私どもを含めての共通の見解でございますが、重視する観点というのはコストの最小化と円滑なユーザー対応だと、ここは一致してございます。この2.のちょっと下に3つポツがございますが、少し細かく申し上げますと、開発内容についてはおおむね共通認識が得られてございます。一方でユーザー対応については、ここはまだいろいろな幅があるのではないかというご意見は頂戴してございますが、共通しているのは利用者・事業者双方にとって、あまり複雑、わかりにくいものとはならない、コスト

もかからないようにして効果的・効率的なものがいいのではないかというふうに通識を持ってございまして、その観点で私どもはこれを提案しているということでございます。

このユーザー対応については、どこまでやるかによってコストが変わってくるものでございますので、しっかり法令等に照らして問題がないかという確認も必要ではないかというご意見もいただいております。総務省さんや契約法の専門家にも相談をしております。今のところ問題があるという指摘はございませんので、この前提となった対応方法をベースに精緻化していきたいと考えてございます。これが1つ目の、コストの最小化と円滑なユーザー対応を重要な観点とした協議状況でございます。

もう1つ、上から3つ目のポツでございます。私どもが代替として考えているメタルIP電話の通話サービス卸について、これは関係事業者様からは早く具体的な提供条件を提示すべきであったりとか、この提供に当たって適正性・公平性・透明性の確保が必要ではないかというご意見をいただいております。私どもから卸料金の概要はお示ししておりますが、適正性・公平性・透明性については、この委員会でのご議論や整理に従っていきたいというふうなお考えを示しているところでございます。

ポツの4つ目、これはこの後KDDIさんからもご説明あるかと思いますが、一部の事業者様からは、円滑な移行という観点からすると、先ほどの同一区分登録のお客様についてはいいとして、この複数事業者を選択しているお客様もどこか1つ、NTT東西に例えば寄せるみたいなことになる場合には、少しユーザー対応リスクもあるのではないかというご指摘をございまして、そういった観点から、マイラインの通話区分ごとの卸提供も用意してはどうかというご要望がございました。ただこれについては、ちょっと私どもからは全国一律料金が主流となる中で、区分を残して移行をするというのはなかなか理解を得られないのではないかということ、あと、もともとコストを考えるとユーザー対応方法、先ほどお示したものでございますので、ちょっと同意はしかねるというふうなご意見を返してございまして、これについては協議中でございます。ただ、いずれにいたしましても、最後のポツでございますが、現時点で、このマイラインを廃止して代替で卸を提供するという案、そのものを否定する意見は出てございませんので、この案①の実現に向けまして、事業者からはまださらなるコストの最小化とか、円滑なユーザー対応、もしくはこの卸の適正性・公平性・透明性の確保といった課題の指摘がございまして、これらの解決に向けて協議を加速しなければいけないというふうにご意見をいただいております。

最後17ページをご覧ください。17ページは一度、第30回、4月28日の委員会で私

どもから回答した内容を少し情報をプラスしてご提示しているものでございます。通話サービス卸の料金水準というか料金設定の考え方でございます。ポイントで申し上げますと、私どものこれから今後設定していく3分8.5円等のユーザー通話料のマイナス α 、ユーザー通話料をマイナス α で設定したいと。その α については少しここに確認させていただいてございますが、ここに書いたような数値の比率で割り引いていきたいと思っております。さらに※でございますが、この卸料金は全事業者に対して同一料金、すなわち公平性は確保していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。4点ポイントを申し上げましたが、私どもとしてはマイラインの廃止を何とか進めていただきたいと思って考えてございますので、済みません、これは東西の立場での意見でございますが、マイライン事業者協議会の代表として、こういった検討状況をご報告させていただきます。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは事務局から。失礼しました。KDD Iさんが33のほうですね。この説明をお願いいたします。

○KDD I (山本) KDD Iでございます。貴重な機会をいただきましてありがとうございます。協議の状況につきましては、ただいまNTTさんからご説明がありましたので、若干ダブる部分もあるかと思っておりますが、本日は中継事業者の立場からマイラインの扱いに関する協議状況、進捗状況についてご説明させていただきたいと思っております。論点は4つでございます。協議・検討の視点、それからコスト・リスク評価、それから提案内容、これは私どもの提案の内容でございます。それから適切な規律の適用、この4点でございます。

まずスライドの3でございますが、こちらは一次答申の内容の振り返りです。いわゆるマイラインって何だったっけというところですが、いわゆる競争基盤の提供、タッチポイントの確保、それから選択可能性とか利便性の確保と、お客様の視点というところでございます。いずれにしても、代替機能ということで、NTTさんからは先ほどご説明がありましたマイラインの廃止及び通話サービス卸というご提案をいただいているところでございまして、私どものほうからはマイラインの継続、これは2つ、現在の加入者交換機の継続利用、あるいはNGNに機能を具備する、こういった代替機能を提案させていただきまして、これを協議を続けてまいりましたというところでございます。ただ、先ほどNTTさんからもご説明ありましたとおり、この検討の視点というのは2つ大事なところで、コストの最小化、いかにコストを小さくするか、それからいかに円滑にトラブルなくお客様対応を進めるか、この点につきましてはNTTさんとは完全に一致している考えでございます。

では、どれぐらいのコスト・リスクがあるのかというところがスライドの5以降でございます。マイラインを継続するか廃止するか、これをメリット・デメリットで表の形式でまとめたのがスライドの5でございます。縦軸がいわゆるネットワークの設備に関するもの、それから下段が契約関係、あるいは周知に要するもの。横軸で言うと、左側がNTTさんの提案、右側が私どもの提案というようにしてございます。ネットワークの設備に関するコスト、これについてはほぼ合意、理解は一致しております、マイラインを廃止する、通話サービス卸の場合は非常に費用は小さくて済む。マイラインを継続する場合は相応のNTTさん側のネットワークのコストというのはかかるであろうと、これはそうであろうと思います。一方、この契約関係のところ、いわゆる通話卸というものへ切りかえる、この承諾手続きをどうしたらいいのかと、その周知の仕方によって、かなり幅が出てくる。「小～大」というふうに書いてありますけれども、こちらのほうはいわゆる前提の置き方ですね。どのような周知の方法にするか、あるいは単金の設定方法など、こちらはかなり幅があるというのが現状でございます。一方マイラインを継続する場合は、これは基本的に周知不要であろうというところがございます。これがメリットになります。いずれにしましてもこの数字の違いといいますのは、あまり決定的なものというよりは前提の置き方の違いですので、これは協議により歩み寄っていきける、あるいは溝を小さくしていくことができるものであろうと考えております。

続きまして、その周知に、あるいは通話サービスの卸をしたときに、契約の関係が変わるということがどういうことなのかというところがスライド6以降でございます。このページはNTTさんの提案そのものでございます。簡単にポイントだけまとめたと。いわゆる選択、お客様にとっては1社を選んでくださいというところ。そのときのプロセスとしては現在の加入電話、INSネットの利用者に現在のマイライン登録状況をお伝えして、利用したい事業者1社を選んでくださいと。その意思表示がない場合、自動移行と言う措置があると。いわゆる4区分あるいは3区分、これを1つの事業者を登録しているお客様にとっては、仮に意思表示がなかったとしても、その事業者を選択したものとして扱う、いわゆる自動移行というのがAとBでございます。特に気をつけなければいけないというのがCでございます。まさに通話区分ごとに異なる複数の事業者を今登録していただいているお客様、これをNTT東西さんを選択したものとして扱う、それ以外の案もお示しはいただいているところがございますけれども、これが少し気を付けなければいけない。ただ、これがでは実際どれぐらいの規模なのか、影響があるのかというところを少し見なければいけませんので、本日ちょ

っと参考資料ということで一番後ろのページにお示ししております。これは弊社の数字でございます。直近のマイラインの登録状況でございます、左側です。弊社はNTTさんに比べますと決して大きなシェアを持っているわけではなくて、最大でも国際の7.6%、市内で言えば5.3%、これぐらいの程度ではございますが、虫眼鏡の絵でより拡大して細かく見ると、全体で大体160万から170万ぐらいのお客様について4区分、3区分。これで赤でくくっている所は大体3分の2でございます。残りの3分の1、ここで言う青枠部分が区分ごとに分かれて登録をしているお客様、全体の3分の1でございますので、つかみの数字としては50万件から60万件のお客様がいらっしゃるということでございます。要するにこのうち意思の確認ができないお客様をどれぐらい減らすことができるのかということ、なかなか現実的な問題を考えると、1万、2万という単位ではなくて、10万、20万、数十万ぐらいの単位になるかなというのが大きなつかみの数字でございます。

スライドに戻っていただきまして、こういった区分ごとに違う事業者を登録したお客様を1本にする関係のリスクというものをもう少し考えるというところでございます。それがスライドの7でございます。いわゆる契約関係を抜本的に見直す場合には、必ずリスクというのがございまして、不適切な営業を避けたいと。これはここにいるマイラインに参加している事業者を想定しているというよりは、いわゆる世の中、大きな何かが変わるとよからぬ営業をするような人たちがあらわれてくるということを想定したものでございます。それだけではなくて、先ほど申し上げております契約先の自動変更のリスクというのがどれぐらいあるのか。現在のマイライン登録者のうち、先ほどの区分ごとに異なる事業者を登録したお客様というのは、かつてマイラインを導入されたときには明確な意思表示をしたお客様でいらっしゃるというところでございます。しかもその登録者の多くは割引サービスという形で、先ほどのみなし契約とは別に、個別契約というものを契約しているお客様になります。ですからそういったお客様の承諾を得ないまま、事業者間の合意のみで契約先をどこかの1社に切りかえるのは、多少割引サービスの強制解除による不利益変更という観点からすると、ほんとうにそれで大丈夫なのかなと、非常に注意して気をつけて対応しなければいけないのではないかという問題意識でございます。

ではどうしたらいいかというのが弊社の提案で、スライドの9でございます。要するにそういったリスクをいかに小さくするか、あるいはもっと未然にそもそもリスクが起きないようにするかというところで、複数の選択をそもそも可能な仕組みにすればいかがでしょうかということでご提案しておりますのが、仮に卸というスキームに移ったとしても、通話区分

ごとの契約というものを残すことによって、契約の有効性ですとか、不利益変更ですとか、不適切な営業ですとか、そういった余地をなくすことができるリスクミニマムな契約にもなりますし、当然その周知・承諾手続きに膨大な費用をかけずに済むという意味でもコストミニマムな考え方ではないかと。手続きも基本的には要らない、安心・安全で社会全体の費用としては最小化できるマイグレーションができるのではないかと。こちらについては先ほどNTTさんからもお客様の理解が得られないのではないかとというご指摘もいただいていることは重々承知しております。私どももお客様の視点というのは非常に重要だと思っております。ただ、実際には手続きをお客様に求めないという、自然にできるということと、料金は一律というものに収れんしていくということであれば、ほんとうにその通話区分別というのが、どれぐらいお客様が意識することになると、ただここはいずれにしましてもやや感覚的な議論になってしまいますので、私どもは感覚の議論ではなくて、いわゆる契約上のリスクの観点から一番安全なご提案をさせていただいているという趣旨でございます。

最後のパートでございます。スライドの11、こちらは従来から弊社が申し上げている内容の繰り返しではございますが、特に強調させていただくとすれば、加入電話、今後はメタルIP電話になると思いますけれども、NTT法にも書いてありますとおり、国民生活に不可欠な電話の役務であると、非常に重要な役務であると。ですから、こういった役務に、提供条件については、基本的には相対取引を禁止して約款を作成して公表して、認可なり届出なりの手続きに服していただくというのが、適正性・公平性・透明性の観点から望ましいのではないかと、これが必須であるというふうに考えております。

弊社からは以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。では事務局から資料33-6。

○安東事業政策課調査官 資料33-6でございます。検討の視点を、先ほどのNTT及びKDDIの発表も踏まえながら整理させていただきました。1ポツ目でございます。事業者間協議によりますと、マイラインを継続する案は、いずれについても大きな追加投資を伴うとの試算結果が示されております。マイラインの登録数が年々減少しております。また距離区分に、距離に依存しない料金体系が一般的となると想定されております。こうした中、メタルIP電話の通話サービス卸がマイラインの代替となるという案についてどう考えるかとしております。

2ポツ目につきましては、先ほども両社からご紹介ありましたとおり、マイラインのサービス移行の方法につきまして、今般以下のような対応についての報告がなされております。

その点について事業者からこれまで主張されている顧客基盤、いわゆるタッチポイントの維持、また先ほどもご紹介ありました協議の中で確認されているコストの最小化、円滑なユーザー対応の観点からどう考えるかとしております。まず、(1)として各事業者においてマイライン利用者に働きかけて、自社サービスに巻き取りを行う。(2)として周知・巻き取りを行った上で、まだなお意思を示さない利用者については、2024年初頭のタイミングにおいて代替サービス、ここではメタルIP電話の通話サービス卸を活用して提供する通話サービスへ移行することとなる旨、約款において規定するとしております。その中で①として、4区分や3区分同一の事業者、例えばA社に登録している事業者については、利用者の登録区分と事業者が一致しているという点で、A社が提供する距離区分のない代替サービスに移行させるという案が出ております。この点については事業者間において特段意見のずれはないと認識しております。②につきまして、各区分で異なる事業者に登録している利用者につきましては、複数のマイライン事業者に登録しているということから、以下の2つの案が出て協議が進められております。(ア)利用者のわかりやすさ、コスト最小化の観点から、1社が提供する距離区分のない代替サービス、通話サービス卸を活用して提供する通話サービスに移行させる。(イ)利用者のリスクとコストを最小化する観点から、4区分卸と説明がありましたが、マイラインで区分登録をしているそれぞれの事業者を変えずに通話区分を残したまま代替サービスである通話サービス卸を活用した通話サービスに移行させる。この2つの案で協議が進められているという状況でございます。この点について、先ほどのタッチポイント、またはコスト最小化、円滑なユーザー対応の観点からどう考えるかとしております。

続きまして次の裏のページをご覧ください。コストの問題です。ご報告がありましたが、利用者への周知につきましては、NTT東西が今後行うメタルIP電話への移行に係る基本契約と同じタイミング、通知手段、例えばNTTの周知文書を郵送する封筒にマイラインの周知文書も入れることによって、利用者がさまざまな事業者からばらばらと何度も連絡を受けるといった点での負担、この軽減が図られるという点と、便乗した消費者被害を防止する、こうしたことが適当ではないかとしております。その上で2ポツ目で、その他の周知方法、新聞広告、コールセンターなどにつきまして、またその費用負担のあり方については、効率的・効果的な周知、円滑な移行を促す観点から、さらに事業者間で検討を行うことが適当ではないかとしております。

3ポツ目は通話サービス卸そのものの透明性・適正性・公平性の確保につきまして、事業

者間協議において課題として認識をされております。この点につきまして4ポツ目ですが、通話サービス卸がマイラインの代替サービスとして位置づけられる場合には、利用者・事業者の予見可能性、またサービス選択可能性を確実に担保する観点から、この通話サービス卸の料金・提供条件などについて、前回6月2日の本委員会で制度整備の必要性が改めて確認されました、いわゆる撤退ルールの中で、利用者の利益の保護の必要性が高いと考えられるサービスに関して、その廃止・移行にかかる取り組みをあらかじめ行政が確認し、整理・公表するためのルール、この中のこの規定にかからしめ、事前に情報を収集した上でその情報が整理・公表されるという仕組みをとることが適当ではないかというふうに整理をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。それでは説明は以上ですので、2社と事務局からの説明について、皆さんでご議論したいと思いますが、どなたかございますか。

○相田主査代理 では。ちょっと確認なのですが、NTTさんの資料で言うならば、とりあえず3ページ目でもよろしいでしょうか。マイライン3区分に同一事業者を選択し、国際区分が未登録の場合、当該事業者の通話サービスに移行するという場合は、これは国際通話についても00XYなしでつながるように移行するという意味になるのでしょうか。

○NTT東日本（飯塚） おっしゃるとおりでございます。

○相田主査代理 そうすると何かさっき約款のところ、現在は利用者のほうで積極的にそういう電話がつかないようにする項目があったようなことがあったように見えたのですが、それは廃止するということになるのでしょうか。この廃止のため削除だから、資料の8ページ目の左側の所に、国際通話における優先接続の取り合いの廃止を行いますとなっているのが、これが廃止されて、国際通話が自動的に優先接続、必ず優先接続というのでしょうか、登録事業者につながるようになるということでしょうか。

○NTT東日本（飯塚） マイラインがなくなるのでそこは削除なのですが、9ページでみなし契約がございますので、00XYで国際通話を利用される方については、引き続き個別契約なしでもお使いいただけるようにしようと。ああ、違いますか。

○相田主査代理 いや、だから逆で、子供が間違えて国際通話しちゃったりしないように、わざと00XYをつけないとつながらないようにしているお客さんというのは、少数かもしれないけれどもいるかもしれないのですが、それはもう010からダイヤルすればいつでもつながるようになるという理解でよろしいのでしょうか、という意味です。

○NTT東日本（飯塚） 不締結のお申し込みというのは、今もやっておりますが、これは

引き続き、つまり、あらかじめお申し出いただくこととなりますが、国際通話がつながらないようにもできるようにしております。

○相田主査代理 00XYをつけたときだけつながって、単に010からのダイヤルではつながらないというのが現状の選択だと思うのですが、そのオプションはなくなるという理解でよろしいですか。

○NTT西日本（黒田） 国際不締結の扱いについては、今の不締結情報を各事業者様が持っておられたりするものもありますので、その情報をどういう形でいただいて、我々がそれをどのように引き継いで登録するかということ、これから整理しなければいけないと思っておりますが、現状どおり、国際電話にかけられないようにすることを要望されているお客様については、引き続きそういった対応できるよう検討していかなければならないのではないかと考えております。

○山内主査 よろしいですか。では、まず北委員から。

○北委員 通話卸を採用した場合、NTTさんはマイライン4区分が1つの区分になって、一律全国8.5円と表明されています。卸を受ける事業者が全社同じ、全国一律8.5円で提供するのであれば話は簡単なのですが、「いや、うちは8円で行きまっせ」という事業者とか、KDDIさんは区分ごとに料金を変えられる、というようなことになれば、マイライン事業者協会からお客様にお知らせをするときに、全社の、区分ごとの料金の表をつけて、どれを選びますか、みたいなことを言うことになるのではないかと。そういった議論というのは、どのようにされているのでしょうか。

○NTT西日本（黒田） 我々の資料、33-4の16ページですけれども、「移行先の通話サービスを選択していただくことをご案内」と記載しております。その際、通話サービスがどういった料金になるか、その料金の全てを書面に入れるとボリュームもすごく多くなりますので、ウェブに誘導するとか、いろいろなやり方をご相談する必要があると思っておりますけれども、各事業者の割引サービスとかも含めて、書面やウェブに必要な情報は記載して周知する必要があると思っております。ただ、その具体的な内容までは、まだ事業者間では合わせきれていないです。一般論として、そのようなことはちゃんとお伝えしていかなければいけない、ということまでは確認できているということでございます。

○北委員 それではかなり複雑になってしまうのではないかと思います。IP時代には全国一律がわかりやすいということであって、基本的にそちらに収れんさせていきたいと個人的には思っています。ほかの委員がどうお考えになっているかわかりませんが、その点からも

ユーザーにとってわかりやすい円滑な移行ができるようなプランにしていきたいと思
います。

○山内主査 というご意見でよろしいですか。

○北委員 はい。

○山内主査 関口委員。

○関口委員 北委員と似た認識でありながらちょっと違うので、私のほうからも言わせてい
ただきます。KDDIさんの資料33-5の7枚目のところで、登録者の多くが個別契約で
割引サービスを適用されていて、そこを事業者間合意だけで契約先を切りかえると、割引サ
ービスを強制解除して不利益変更になるというご指摘なのですね。この割引サービスは今、
北委員は今後のお話をされたわけですが、現状の割引サービスというのはこれから今
後の先、距離区分がないメタルIPの時代に、そもそもこの割引サービスはどこまで残るの
だろうか、そのこと自身がよくわからないですね。今、例えばKDDIさんはマックス3分
80円をおとりになってらっしゃるのですね。一番高いところで言うと。そこがコンペティ
ティブでなければ、ちょっと個別に割り引きますよということはあるわけですが、
少なくとも卸がn%のディスカウントで一律に出すということになってきたときに、今、北
委員のおっしゃるように、仕上がりとしての販売価格が幾らになるかは各社さんのご判断で
すから、そこにまた新たな割引が出るかもしれないけれども、これは少なくともその前の段
階でありますので、既存のマイラインの契約の料金表の区分が事実上撤廃されるという前提
のもとにおいても、この個別割引サービスは解除されずにずっと値引くということを前提に
議論されているのでしょうか。

○KDDI（山本） 今、ユーザー料金につきましては、これは実際に適用されるのが20
24年、7年後、8年後ですので、ちょっと今の段階からこの水準であると、通常はなかなか
か申し上げにくい。ただ、今NTTさんが、今回例外的だと思うのですが、一定の水
準を示されたということは、いわゆるマーケットリーダーになると思います。先ほどほかの
事業者、あまり細かく言うとカルテルみたいな話もありますので、それはなかなかできない
と思うのですが、基本的には各社それぞれ料金を、どういう区分になるのかわかりま
せんが、基本的にはわかりやすい料金というのを設定していくのでであると。ただそのときに、
ではディスカウントがない世界でほんとうにいいのかというのは、ちょっと今なかなかこれ
をあらかじめ議論するのは難しいと思います。ただ、ここで強制解除というのは、単に私ど
ものサービスで言いますと中継電話のサービスだけではなくて、モバイルから家庭に、自分

の自宅に登録した電話についても、このマイライン、いわゆる割引ダイヤルという形で携帯側でも引くとか、さまざまな形の割引サービスがございますので、そのベースが消えてしまうということになると、ではどうになってしまうのだと。これはサービス全体の設計のし直しはいずれしなければいけないというふうに考えております。

○関口委員　　そうしますと、この資料の個別契約の割引サービスの適用というのは、マイラインにかかわる割引サービス以外に、全社として割引サービスを適用していることも含んでいると。御社がスマート割引みたいなことをやって、ほかのサービスと抱き合わせで行っているサービスも消えてしまうという意味で強制解除という表現をお使いになったというふうに理解してよろしいですか。

○KDD I（山本）　　ここで申し上げているのは、いわゆる家庭の固定電話についてマイラインというもので当社を登録していただいているお客様に対して提供する割引サービス、これがみなし契約ではなくて上乘せの個別契約になっていると。それがベースになるマイラインのところがなくなったときに、この契約の有効性というのがどう整理をしなければ、整理をしなければいけないということのリスクというのをお示ししているわけでございます。

○関口委員　　いえ、ですから、そのことについては、マイラインの区分はなくしてはいけないというご主張ですけれども、マイラインの区分ごとに異なる料金を設定することは事実上なくなるというご意見を前にお伺いしたように思うのですね。そのときに、この個別契約というのが単独で残るのでしょうか。距離区分のない料金設定に変えるという前提のもとにおいても、この個別契約はお残しになって、その割引は御社が負担されるのでしょうか。

○KDD I（山本）　　ちょっとこれは繰り返しになりますけれども、多分ベースの料金が変わってくると、この個別契約のあり方は多分もう一度見直さなければいけないということになるのかなとは思いますが。ただ、今の時点で……

○関口委員　　いや、そうすると、この書きぶり、ちょっと乱暴ですよ。雑ですよ、ここは。もう少し議論を詰めていただいたほうがいい。

○KDD I（山本）　　まさにこのあたりをNTTさんと今議論を詰めているところでございまして、いわゆる約款、これはNTTさん側の約款と、私どもの約款の合わせ技でサービスが提供されている、そういった歴史がございますので、双方にここをどういうふうに整理したらいいのかというのをまさに今協議をしているところですので、これは物別れというわけではなくて、まさにこの点をこれからNTTさんと丁寧に詰めていかなければいけないという共通の理解であるというふうに認識しています。

○関口委員 何かここは完全に敵対しているような資料なのですがけれども。

○KDDI（山本） いや、そういう意味ではなくて、決してNTTさんと我々が決定的に物別れに終わっているということではなくて、むしろ丁寧に、どんなリスクがあるのだろうか、それをある程度NTTさん側からはなかなか見えにくい、我々側のサービスの提供条件というものを、逆に我々がお示ししないと、こういったリスクが考慮漏れになってしまうかもしれないというところで、我々は検討材料をお示ししているという趣旨でございますので、決してこれで何かもう平行線になるとか、そういう趣旨ではなくて、これからNTTさんと丁寧に議論していきたいという趣旨でございます。

○関口委員 ありがとうございます。この点に関してNTTさんは何かコメント頂戴できますでしょうか。

○NTT東日本（飯塚） この承諾を得ないままというところについては、もちろん先ほど申し上げたような、何度もお知らせをしてというようなところはしっかりやっていくというのが前提だと思っていますので、そのリスクは限りなく小さくしていくというのが第一だと思っていますというのが1つでございます。

今のご指摘の料金体系とか割引について申し上げますと、最後は確かに各事業者さんのユーザー料金なのですが、私どもの卸料金は先ほどの協議会資料の最後でお示ししましたとおり、全国一律のユーザー料金からマイナス α という形で、卸料金には距離区分はないということは1つ申し上げておきたいと思います。

○関口委員 ありがとうございます。

○山内主査 よろしいですか。では長田委員、どうぞ。

○長田委員 ありがとうございます。まず1つ目はNTTさんの事務局としてのご説明のほうにありましたマイライン協議会からのお手紙をNTTからの通知と一緒に同封というのに、私は賛成です。それで、できるだけ複数回の通知もシンプルにわかりやすいということがいいと思いますので、いろいろなところからばらばらと来るよりは、一遍にまとまってというのがわかりやすいと思います。

KDDIさんの、今度のご質問になりますが、9ページのところでリスク最小化の所で区分を分けて、手続き不要、安心・安全と書いてあるのですが、私の理解ではマイラインを今度は卸のほうに変わるのですよね。そこを、KDDIさんをそのまま選択することになったとしても、手続き不要というか、何もしないというのはどういう意味なのか、ちょっとよくわからないのですが。

○KDD I (山本) 済みません。ここは言葉足らずで申しわけありません。このページは、卸、マイライン両方を想定した、いわゆる区分ごとの契約というのは残すという意味でございまして、マイラインをそのまま残す場合には、基本的にこれは手続きは要らないのであろうというふうに思います。一方、卸の場合は当然それはエンドユーザー様と、お客様と私どもとの間の契約というのが少し切りかわる形になりますので、何らかの手続きなり承諾というのはしていただく必要があると思います。ただそういう意味では確かに不要というのは若干言葉が過ぎた表現になっているかもしれません。

○長田委員 済みません。前提条件として、いろいろなご検討の中でマイラインの継続ではなく卸で対応ということでのご提案というわけではないということですか。

○KDD I (山本) 私どもは前からマイラインの継続というものを1つの選択肢とお示しさせていただいた上で、卸というのも完全に排除しているわけではなくて、卸にする場合にはこういう工夫があるのではないかという、そういう意味では幾つかの提案をさせていただいていると受け止めていただければと思います。

○長田委員 そうすると、前提がいろいろあると。

○KDD I (山本) はい。

○長田委員 それで済みません。もう1つなのですが、この4区分というか区分を分けたままというところなのですが、先ほどからご指摘があるように、もう距離に関係ない通話料になるという、その時代において、わざわざ市内なのか、県内市外なのか、県間なのかというのをユーザーが意識して電話を使うということがなくなったと思うのです。それなのに、言葉は悪いですが、ビジネスの、皆様のご都合でそれだけが残っても、結局最終的にほんとうに光の世界になったときに、またこれは何か、何とかしなければいけないということになって、非常に無駄なのではないかというふうに思いますので、前からちょっと申し上げているように、このメタルIPの時代というのがどれだけ続くのかも含めて、極力整理できるところはユーザーに対してシンプルでわかりやすいご提案というのを検討していただきたいと思っています。

○KDD I (山本) その点については一言補足させていただきますと、私どもが4区分の卸というのは、4区分のお客様のユーザー料金を残すことを目的としたものではございません。おそらく、仮に4区分ごとの卸というものがあっても、これはNTTさんがお決めになることですが、多分、卸の料金、これは全国一律、エンドユーザー様向けが一律ですので、卸料金も区分によって変わることはないのかなど。これは私どもの想像でございます。

だとすると、これはもうほんとうにわかりません。NTTさんがお決めになることですので。ただ、その場合に卸された私どもがお客様向けにわざわざ4区分の料金をするということは、通常はあまり考えられないところでございますので、そういう意味ではお客様に対する料金というのはいずれ一律というものに取れんする可能性はあるのだと……

○長田委員　そうすると、区分別に登録をする意味は、ユーザーにとって何があるのでしょうか。

○KDDI（山本）　これは契約の移行というものをスムーズにするための1つの移行措置というふうに理解しています。

○長田委員　済みません。ちょっと私の頭では理解できませんでした。

○相田主査代理　ちょっとよろしいですか。国内3区分については明らかにそれだと思えますけれども、やはり国際についてはあれで、私ども留学生なんかを持っていると、国際はこうこういうことでもってあそこの事業者がいいとか言っているのはあるので、それは残す理由はあるかなというような気がしますし、それからこの4区分で永遠に続けるというわけではなくて、もういわゆる新規受付は停止にして、ただ既存のユーザーのみにその4区分を残すというような手もあるかなというか、そっちのほうがおそらく現実的だと思いますので、4区分をこういうものだと言って、将来的にユーザーに見せるという必要は、必ずしもないのではないかなというふうに思います。純粹に4区分残っているのは移行措置でもって、これからは、例えば国内と国際という形でもって2区分を選べるような形にするとか、もう今後の新規のメタルIP加入というの自体あるのかどうかわからないのですけれども、については区分なしの1社卸にするというような手はあるかというような気はいたします。

○山内主査　ちょっと待って。この問題ですか。ではどうぞ。

○大谷委員　ありがとうございます。KDDIさんのご提案、かなり大胆にポイントだけを絞ってご説明くださったのですが、その趣旨は7ページのところに集約されていると思います。マイグレの過程で契約関係が変わっていくことによって、今までどおりではなく、新たな選択をしなければいけない機会が増えていくと、そこに付け込んだ悪質事業者がさまざまな勧誘行為をして、消費者被害が発生するということを防ぐために、「今までと変わらないのですよ」と、「何もしなくても区分などはそのまま生きるのです」ということを、おっしゃりたいのだと思います。消費者が十数年前に自ら選択した当初の消費者の意思を尊重するというご提案だと考えますと、それなりに理屈があるのだろうなと思って受け止めたところなのです。ただやはり最初の意思表示というのがかなり十数年も前にさかのぼることと、

その間、通話料の最小化という当初の目的は達せられ、消費者は十数年にわたってメリットを享受されているということなどを考えていきますと、必ずしもこのやり方だけが唯一の方法ではないと思われます。今、長田委員からもお話があったように、もうちょっとすっきりしたほうが、やはり消費者のほうにとってはわかりやすいというお声もあるのであれば、必ずしも当初の意思を尊重するという事にこだわらずに、それを上回るような選択をとるといっていいのではないかなとも考えているところです。

そもそもの利用者の利益というのは、通話区分ごとに事業者を細かく選択していくことによって、最適な選択をすることによって、トータルでかかる通話料を最小化するということがあったわけですが、それについては既にマイラインのサービスが提供されている間は十分にその利益を享受していただくことができたけれども、ゆくゆくはマイラインを廃止することで協議会のほうでも合意がされているとなると、代替サービスはあるものの、やはり違ったサービスなのだろうなと考えますし、また今後、ちょっと事務局からご説明もありましたように、サービス提供者がどちらかと言うと市場から退出していく方向にあることを考える必要があります。将来的には最初の選択というものにこだわった結果がかえって事後的な周知の手続きとか、そういったことを長期にわたって管理し、対応しなければいけないという、そういったコストとか、逆にそれに失敗した場合には消費者対応についてリスクを各社が抱え込むことになってしまうという、そういう意味での問題も生じてくると思いますので、どちらかをてんびんにかけるのであれば、この機会にシンプルな方法を選ぶということも十分説明が成り立ちます。7ページで説明されていた不適切営業については、やはりNTT東西のほうからもご説明ありましたように、丁寧でかつわかりやすい周知をしていただくということで、おそらく対応できる部分もあると思います。私としては事務局資料の33-6の(ア)と(イ)の選択ということでは、(ア)のほうに分があるのではないかなと思って拝見した次第です。何か持ち上げつつおろしたみたいな感じですが、

○山内主査　　というご意見でよろしいですか。済みません。時間が大変切迫してきまして、この問題について、あれば簡単に。では、内田さんと岡田さん。

○内田委員　　どうぞ。

○岡田委員　　いいですか。済みません。では簡単にということですので、4区分卸の案であるとか、あるいはメタル收容装置を維持するような案であるとかということのメリットは一体何だろうと、そういうのがコスト的にはあまり合理性があるような話と伺えなくて、それを残したことで将来何か技術的な、あるいは競争環境の変化によって、そういうオプション

バリューのようなものが、そういうことを維持することであるのかというそういう観点でお話を伺っていたのですけれども、どうも何かあまりそれが私には説得力があるように聞こえなかったというのが1点ですね。周知コストの問題、契約移行のリスク、そういったことについてのご指摘はあったのですが、そもそもこの音声通話自身が、最初のご説明、事務局の資料にあったように急激に減ってきているわけですね。十数年で6割以上。こういう中で、どんどんシュリンクしていく部分での公正・公平・透明な競争の環境という、そういうことを考えたときのコストとベネフィットということを考えていく必要があるのではないかと。そういう意味では4区分卸の案というのは、何かちょっと消費者側の、さっき長田委員もおっしゃっていましたが、メリットが伝わりにくい提案ではないかと、このように感じた次第です。

○山内主査 では内田委員、どうぞ。

○内田委員 少し違う話題でもよろしいでしょうかね。

○山内主査 では一応この話題はこういうことで。では、どうぞ。

○池田委員 では関連して。

○山内主査 関連して。では池田さん。

○池田委員 私もシンプルなほうがよりいいということで、私もあまり4区分卸の案には賛成しておりません。前回のNTTさんの資料33-4、マイライン事業者協議会の資料のスライド4で、新たな提案ということで、市内・県内市外がデフォルトで、県間がKDDIの場合には、積極的な意思表示があったKDDIにしているのではないかとということが新たな提案になっているのですが、これはデフォルトということをあえて選んだということも考えられるので、ここについては先ほどのKDDIさんがおっしゃる利用者の承諾を得ないまま1つに選んでいるということになりかねないので、ここについてはより丁寧な説明が必要ではないかというふうに、ちょっと心配しております。それで事業者間の合意がとれているのであればいいですけれども、ここについてはちょっと慎重な取り扱いをお願いしたいと思っております。

それから同じ資料の15ページでコストをいただいたのですけれども、そもそも固定電話の需要が減っているし、マイラインの競争に果たしてきた役割もデータを見る限りはもう役割を終えているように思いますので、なるべくコストがかからないという方法で、KDDIさんからはメタル収容装置の活用とか、あるいはIP網への新たに機能具備を提案いただいていますけれども、廃止ということで通話卸で何とかメタルIP電話という固定電話の機能

を維持していただければと思っております。

ユーザー対応費用について、アウトバウンドテレマを実施する場合としない場合で、かなりコスト、特に5年間、これから移行に当たってのコストが大きく変わってくるわけなのですが、私の個人的な印象としては、しっかり書面で周知していただいて、そして何かわからないことがあればお問い合わせ対応ということで、カスタマーサービスというか、それはしっかりしてほしいと思いますが、向こうからの都合で電話がかかってくるというのは、ちょっとユーザーにとってさまざまな事業者から何度も連絡を受けるという点において考えると、ちょっとここは考えていただいてもいいのかなと。ない方向でもいいのかなと思っております。

○山内主査 ありがとうございます。では、この問題については、今ご意見もいただきましたけれども、何人かの方のご意見をいただいて、それをちょっと受け取っていただくという形にしたいと思います。

では内田さん、どうぞ。

○内田委員 ありがとうございます。いろいろな数字が出てきましたので吟味をしていかなければいけないのかなというふうに思っています。最初の事務局資料の5ページ目にあるこの4%というピンク色の部分、それから4ページ目の前にあった、先ほど池田先生からご指摘があった88から96の間のこの8%ですかね。このあたりのボリュームゾーンの方々というのは、おそらくはサービスに対して非常に敏感なボリュームなのかなというふうに思っています。これまで6%毎年減少ということがありましたけれども、これは自然減かなというふうに思っていて、このような状況になってきたときに、ひょっとすると動きが変わってくるかもしれないというふうに思っています。この辺のこの非常に敏感な層というのは、おそらくはこのマイライン廃止という動きに合わせて、多分能動的な動きをしていくのかなというふうに、ちょっと想像がされますので、5ページ目のスライドを見ますと、左と右の棒グラフがあって、何となくピンク色の厚さが薄くなっているように思うのですが、これは意図的なのかどうかちょっとわからないですけれども、おそらくはこんな感じに本当になるのではないかなというふうに思っています。

6ページ目の数字、これは委員限りということになっているのでちょっとなかなか発言がしにくい部分があるのですが、先ほどのKDDIさんの資料の最後のページに付録ということで、KDDIさんに関しては実態が少しお示しされています。ここでわかることというのは、結局全体にとっては4%だけれども、マクロに見ると4%だけれども、ミクロに見ると先ほど3分の1という数字がありましたけれども、そのぐらいに見えるということで、

インパクトの体感が違うというところなのかなというふうに思っています。なので、そんなことを鑑みたときに、KDD I さんの資料 6 ページ目の一番下の所を書いてある、この NTT 東西以外の 1 社とする案も提示ありというところが、これは少し真剣にと言ったらあれですけれども、考える価値もあるのかなというふうに思っています。これはコメントということです。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。済みません。ちょっと時間がなくなりましたので、この問題についていろいろご意見出ました。だけれども、事務局の問題整理というものについては、大きな、特に反論とかそういうことがなかったというふうに思っております。二次答申に向けていろいろまとめていくわけですけれども、その意味では、事務局のまとめの形で報告書案を取りまとめていただいて結構だというふうに私は判断いたしましたので、それをお願いしたいというふうに思います。

関係事業者の方々には、この点、今のご意見とかそういったことを十分に踏まえた上で、さらなる協議を加速していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この論点が終わりましたので、KDD I の皆さんには傍聴席にお戻りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それで、議題 3 に利用者保護ワーキンググループにおける検討結果についてということになります。ちょっと時間があと 5 分ぐらいでは終わらないと思っておりますが、大変恐縮でございますが、少し延長させていただこうと思っております。その場合には、ご用向きの方はご退出ということでお願いいたします。

それではワーキンググループの主査を務められていらっしゃいます酒井委員から、まずご報告をお願いしたいと思います。

○酒井委員 それでは簡単にご報告いたします。INS ネットのデジタル通信モード、これの終了に伴う対応ということですが、これにつきましては一次答申で NTT による取り組みの進捗状況を随時確認すると、そうされておりますので、4 月 6 日の第 28 回委員会において NTT から INS ネットのデジタル通信モードですが終了時期についての考え方が表明されました。こういった状況を踏まえまして、5 月 17 日に NTT 及び各利用団体の同席のもと、第 5 回の利用者保護ワーキンググループを開催いたしました。当日は NTT から、本日の参考資料 33-2 及び 33-3 に基づきまして、移行に対する現在の考え方や、利用団体等への対応状況について説明を受けまして、その後、利用団体から INS ネットの終了時期に関する受け止めや、代替案・補完策にかかわる NTT との調整における課題点などに

ついて聴取し、これをもとに委員間で議論いたしました。

委員間で議論を行った結果、NTTによる取り組みの進捗状況につきましては、委員皆様からおおむね順調に進んでいると、こういった評価がありましたので、同時に各利用団体からの聴取を通じて、今後もNTTがINSネットの終了に伴う対応を進めていくに当たり、留意すべき点として、代替案への移行促進に向けた対応、それから補完策というのがありますので、補完策にかかわる一層の情報開示、他事業者との一層の連携、サービス移行前における事前検証の実施、こういった必要が確認されました。

さらにここでINSネットのデジタル通信モードそのものの課題ではありませんが、同様の用途での利用が認められる、いわゆるモデム、音声通信を用いたデータの送受信、これにつきましても一部の利用団体から検証環境の構築等に関する要望があることが確認されました。

本ワーキンググループの検討結果につきましては、今後の本委員会における二次答申の取りまとめに向けた整理・検討に活用・反映させていく観点から、私の指示のもと事務局においてINSネット、デジタル通信モードの終了に向けて、NTTがさらに留意すべき点などを整理した上で、33-7のとおり報告資料としてまとめてもらいました。中身につきましては事務局から説明をお願いします。

○宮野事業政策課補佐　それでは資料33-7をお手元にご用意いただき、表紙をおめくりください。1ページ目には、先ほど酒井先生からもご紹介いただきましたワーキングの開催経緯等を記載しておりますので、改めての説明は割愛させていただきます。

2ページ目をご覧ください。2ページ目から3ページ目におきましては、各団体からの意見概要について記載しております。意見聴取項目といたしましては、タイトル行に記載の3点でございました。時間の関係上、個々の意見内容を取り上げることは控えまして、全体の傾向をご紹介いたします。まず、当初2020年度後半としていたサービス終了時期を2024年初頭に後ろ倒すとのNTTの考え方に対しては、移行までの準備や周知対応の期間が確保されるなどの理由から、いずれの団体からも肯定的な意見が示されたところでございます。このほか各業界・団体内の動きといたしましては、周知・情報共有のためのセミナー開催や、IP移行に対応するガイドライン、通信プロトコルの策定や業界間での横断的連携といったように、移行に向けた具体的な動きが見られる中で、代替案への移行促進に向けた更なる取り組みや、昨年秋以降実施されてきている補完策の検証状況を踏まえた更なる対応などが課題点として挙げられたところでございます。

また、INSネットそのものに直接関係するものではございませんが、一部の団体、EDIやEB・FBに関係する団体から、アナログモデム等を介した音声通信を用いたデータの送受信についても、INSネットと同様の用途で一部利用されているという背景から、検証環境の提供・実施等についてのご意見・ご要望があったところでございます。

こうした意見聴取の内容を踏まえまして、ワーキングの検討を通じて確認された事項について、4ページのとおり整理しております。4ページ目をご覧ください。1つ目の青枠の点については、これは先ほどご説明させていただいたとおりでございます。2つ目の点でございますけれども、冒頭酒井先生からもご紹介いただきました、(1)代替案への移行の促進に向けた対応、(2)補完策に係る一層の情報開示、(3)他事業者との一層の連携、(4)サービス移行前における事前検証の実施、の4項目について、それぞれ、他事業者の提供サービスを含む代替サービスへの移行促進に向けた協力の継続的な実施や、あるいは補完策の検証を通じて確認されたデータの細かい早期の公表など、一次答申で示された留意点に加えた更なる留意点として整理されたところでございます。

またこれ以外にも今後具体的な対応を進める過程において、当初想定していなかった意見等が利用者から示された場合にも、丁寧に対応することが求められるとされております。

最後、3つ目の点でございますけれども、その他として、先ほどご紹介いたしました音声通信を用いたデータの送受信につきましても、検証環境の構築・提供や検証結果に係る情報開示などについて、可能な限り早期に対応していくことが求められるとされております。

なお5ページ目には参考として、一次答申で示された留意点が記載されております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、この点についてご質問等あればご発言願いますが、ワーキングのほかの委員の方、いかがでしょう。大谷委員、長田委員。

○長田委員 十分です。

○山内主査 十分に説明があったということで、では、そのほかの委員の方で、ご質問等ございますか。あるいはご意見。よろしゅうございますか。

それでは時間の関係もございますので、この件については報告いただいた内容で二次答申に向けた報告書案に反映させていただければというふうに思います。

さて、本日の議題、その他というのがございまして、これまで委員会でNTTへの質問の中で公衆電話に関するものが幾つかあったというふうに思っております。しがたいまして、NTTからIP網移行後の公衆電話の提供条件にかかる検討状況についてご説明をいただき

たいというふうに思っております。資料33-8ですかね。これをお願いいたします。

○NTT東日本（飯塚） それでは手短かに説明いたします。資料33-8をご覧ください。公衆電話の提供条件の案でございます。IP網移行後の公衆電話はメタルIP電話としてやっていきたいと思っております、即ち今の公衆電話機・メタルケーブルはそのまま利用し、メタル收容装置に收容していく考えでございます。

公衆電話の通話料でございますが、下の絵でございますとおり、現状距離段階別の細かい料金、県間・国際は私ども提供してございませんが、IP網移行後は料金はなるべくシンプルな形で設定していきたいと、県間・国際についても提供していきたいと思っております。

携帯電話への通話につきましては、一次答申にございましたが、今後、料金設定を私ども発側にする方向で協議できないかというふうに考えているところでございます。いずれにしても今後の料金は引き続き検討でございます。

公衆電話そのものではございませんが、災害時の早期通信手段確保のための災害時用公衆電話、いわゆる特設公衆電話については、これは今現在、事前設置を進めておりますが、これはご質問に回答いたしましたとおり、この特設公衆電話についてもメタルIP電話により提供していく考えでございます。以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。これについてのご質問等ございますか。提供するけれども内容については、また今検討中であるという、こういうことでございます。よろしゅうございますか。

それでは本日の議題は終了ということになります。

資料33-9をご覧くださいと思います。33-9をご覧くださいますと、本年度については4月6日から6回にわたってこの委員会を開催をしております。それで、実は今日ご議論いただいた内容で、二次答申に取り扱われる内容については全て扱われたと、こういうことになるわけであります。したがって、次回の委員会において、これまでの検討のまとめとして報告書案を、これは事務局のほうで用意していただいて、これを議題というふうにしたいと思っております。事務局においては次回委員会に向けてのこの報告書案の作成をお願いしたいというふうに思います。

それでは、事務局から何かご連絡はございますでしょうか。

○影井事業政策課補佐 次回の委員会の日程につきましては別途のご案内とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、時間を過ぎて大変恐縮でございますが、これで本日は閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上